令和４年(2022 年) １月

保護者説明会資料

子どもの家の利用料及び利用時間の改定について

日頃から、鎌倉市行政への御理解、御協力をいただきありがとうございます。
鎌倉市では、令和５年度から、子どもの家を新しい利用料及び利用時間により運営する予定です。改定の内容は次のとおりです。

（１）利用料の改定

鎌倉市では、公の施設の利用料について、受益と負担の公平性を確保し、合理的な料金を設定するため、順次金額の改定を行っております。

子どもの家の利用料は、**令和５年度から段階的に、月額 5,000 円から月額 7,500 円へ改定していく予定です。**

なお、第二子以降の半額料金、ご家庭の状況等に応じて実施している各種減免については、今後も変更はありません。

【改定のスケジュール】

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
5,000 円	5,000 円	**6,000 円**	**7,000 円**	**7,500 円**

（２）早朝・延長利用料の改定

早朝・延長利用料については、1 回利用毎につき各 100 円の徴収に改める予定です。

また、延長利用については、延長利用申請書の提出を廃止し、事前申請なしでのご利用が可能となる予定です。(※施設で管理している入退室管理システムにより、利用実績を確認し、利用実績に応じた利用料を納付していただきます。)

早朝利用は、引き続き、事前に早朝利用申請書の提出をお願いいたします。

（３）利用時間の改定

現在、夏季・冬季休暇や小学校行事による代休日等の学校休業日（土曜日を除く。）の開所時間を午前８時15分としていますが、**市立小学校通常登校日の開門時間に合わせ、午前８時 00 分に改定する予定です。**

早朝利用の開所時間は、現行の午前７時 15 分から変更はありません。

※ 上述した３点の改定内容は、２月に行われる議会の議決を経て、正式に決定いたします。

今後も安定した施設運営を継続できるよう努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

＜事務担当＞
青少年課青少年担当：0467(61)3886